ACSES ニュースレター_２３７４号（2022 年９月１日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（16 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇AGC の工場で塩酸・約 1200 トン漏れる　一部は工場近くの海に流出〈放送報道〉
◇「爆発音が聞こえて煙がみえる」室蘭工業大学の実験施設で火事 けが人なし〈放送報道〉／室蘭工業大学における火災の発生について（お詫び）〈室工大〉
◇13 日に本郷で火災　出火元は調査中〈東大新聞〉
◇デンカ株式会社（東京都中央区）が青海工場（新潟県糸魚川市）の敷地内で発生した火災について謝罪〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・労働基準関係法令違反に係る公表事案〈厚生労働省〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・医療機器の自主回収について（クラス１）（販売名：XFine リード）〈厚生労働省〉
・ゲーム条例訴訟で請求棄却の判決〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・40年超の美浜原発3号機、原子炉を起動　関西電力、トラブル続き予定から20日遅れ〈新聞報道〉
[2]［特集］新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道
[3] 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 286 号）〈官報〉
[4] 健康安全
◇健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 52 号）〈官報〉
[5] 医薬品
◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 263 号）〈官報〉
◇厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 265 号）〈官報〉
[6] 農薬
◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[7] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　２件　　［公募結果、意見募集結果］　３件　　［調査結果］　１件
[8] その他省庁発表　　７件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　７件　　［開催記録、報告、資料等］　４件
[10] 海外の化学物質管理情報
○欧州：４件　　○米国：７件　　○カナダ：２件　　○オーストラリア：１件　　○フィリピン：１件
[11] その他

柳蓼（ヤナギタデ）

◇インフルエンザ、感染症関係：２件　　◇その他：１件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇AGC の工場で**塩酸・約 1200 トン漏れる**　一部は工場近くの海に流出

＜TBS NEWS　2022 年 8 月 28 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/136533?display=1

きのうガラス会社大手、AGC の茨城県神栖市にある工場で、塩酸およそ 1200 トンが漏れる事故がありました。

きのう午前 7 時ごろ、ガラス会社大手、AGC の茨城県神栖市にある鹿島工場内で、塩酸およそ 1200 トンが貯蔵タンクから漏れ出しました。

AGC によりますと、貯蔵タンクは円柱形で、直径 17.8 メートル、高さ 10.7 メートルあり、タンクの底が腐食して穴があき、塩酸が漏れ出したということです。漏れた塩酸の一部は、工場近くの海に流れたものもあったということで、事故を受け神栖市はきのう、一時周辺の住民に外出などを控えるよう注意を呼びかけました。

消防などによりますと、工場で働いていた従業員 2 人がのどの痛みを訴えて病院に搬送されましたが、これまでに周辺住民に健康被害などは確認されていないということです。

◇「爆発音が聞こえて煙がみえる」室蘭工業大学の実験施設で火事 けが人なし

＜北海道文化放送　2022 年 8 月 28 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/409229

8 月 28 日午前、室蘭工業大学で火事があり、周辺は一時騒然としました。

けが人はいませんでした。

もくもくと立ち上る黒煙…。

火事があったのは、室蘭工業大学の敷地内にあるテント型の実験施設です。

28 日午前 10 時ごろ「連続する爆発音が聞こえて煙がみえる」と学生から 119 番通報がありました。

火は約 40 分後に消し止められましたが、内部約 46 平方メートルを焼きました。

けが人はいませんでした。

警察によりますと、当時中に人はおらず、建物は施錠された状態だったということです。

警察と消防で出火原因を調べています。

・室蘭工業大学における火災の発生について（お詫び）

＜室工大ニュース　2022 年 8 月 28 日＞　https://muroran-it.ac.jp/guidance/info/post-41731/

令和 4 年 8 月 28 日（日）午前 10 時 00 分頃、室蘭工業大学航空宇宙機システム研究センターの超音速風洞設備で火災が発生しました。消防により消火活動が行われ、午前 10 時 38 分頃に鎮火が確認されました。

この火災による負傷者はおりません。

発生原因については、消防署等において調査中です。

関係の皆様と近隣の住民の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

大学といたしましては、原因の調査結果を踏まえ、消防等関係機関のご指導も仰ぎつつ、再発防止、安全管理の徹底に万全を期す所存です。

◇13 日に本郷で火災　出火元は調査中

＜東大新聞　2022 年 7 月 24 日＞　https://www.todaishimbun.org/hongo_fire_20220724/

本郷キャンパスの工学部 14 号館の 14 号館管理室で 7 月 13 日午前に火災が発生した。火は初期消火により消し

止められ、被害が拡大することはなかったものの、室内の物品のほか火災報知設備や放送設備が焼損した。

火災発生後に消防や警察が行った現場検証によれば、コンセントなどの電気機器が原因ではないとされたが、詳しい出火原因については調査中。今回の火災の影響を受け、工学部の学生によると今回の火災の影響を受け一部の授業では休講にするなどの措置が取られたケースもあったという。

東大では21年8月にも本郷キャンパス敷地内の薬学系研究科総合研究棟内の実験室で火災が発生し1人がけがを負ったほか、昨年だけで10件の火災が発生していたとされている。再発防止のため、各部局長に火災の原因となった機器の緊急点検を願い出たり、教職員や学生に対する安全衛生に関する教育の徹底を呼び掛けたりしていた。

◇デンカ株式会社（東京都中央区）が青海工場（新潟県糸魚川市）の敷地内で発生した火災について謝罪

＜にいがた経済新聞　2022年8月29日＞　https://www.niikei.jp/492211/

デンカ株式会社（東京都中央区）は２９日、２８日の１５時ころ、新潟県糸魚川市にある青海工場において火災が発生したことを発表した。

この火災は２８日１５時ころ、青海工場にある仮設プレハブ事務所より出火しているところを、当日に勤務していたデンカの従業員が発見し、即時に１１９番通報。消防当局による消火活動により、１６時１０分ごろに鎮火を確認した。

この火災による人的被害はない。生産プラントなどへの影響はなく、生産は継続中。２９日１４時現在、火災の発生原因は不明で、現在関係当局と共に調査中。

火災原因が判明次第、関係当局の指導に従い、適切な再発防止対策を実施するという。

今回の火災について、デンカ株式会社は「近隣住民の皆様、関係当局の皆様、お客様をはじめとする多くの方々に多大なる迷惑をお掛けし、深くお詫びします」と謝罪した。

◇その他の事故、事件

・労働基準関係法令違反に係る公表事案

＜厚生労働省　2022年8月31日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=dZA93FoekY8_ag7nY

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・医療機器の自主回収について（クラス１）（販売名：XFineリード）

＜厚生労働省　2022年8月31日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=q07jAoTAT1HhtPk5Y

https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/000983070.pdf

本日、東京都より、別添のとおり、日本マイクロポートCRM株式会社が下記の医療機器の自主回収（回収及び患者モニタリング）に着手した旨の情報提供がなされましたので、お知らせいたします。

記

一般的名称：心内膜植込み型ペースメーカリード

販売名： XFineリード

回収対象数量： 375 個

出荷時期：令和元年10月から令和４年６月まで

・ゲーム条例訴訟で請求棄却の判決

＜共同通信　2022年8月30日＞　https://nordot.app/937199962411368448?c=39546741839462401

香川県のインターネット・ゲーム依存症対策条例は憲法が保障する幸福追求権などを侵害するとして、提訴時に高校生だった男性（19）と母親が県に計160万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、高松地裁は30日、請求を棄却した。

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・40 年超の美浜原発 3 号機、原子炉を起動　関西電力、トラブル続き予定から 20 日遅れ
＜福井新聞　2022 年 8 月 30 日＞　https://www.fukuishimbun.co.jp/articles/-/1619761
　関西電力は 8 月 30 日午後 1 時、国内で初めて 40 年を超えて運転し定期検査中だった美浜原発 3 号機（福井県美浜町）＝加圧水型軽水炉、出力 82.6 万キロワット＝の原子炉を起動した。8 月にトラブルが 2 件相次ぎ、10 日に予定していた起動が遅れていた。
　順調なら 31 日に臨界に達し、9 月 1 日に発送電を開始する。営業運転開始は 9 月 26 日を見込んでいる。
　美浜 3 号機は 2021 年 6 月に約 10 年ぶりに再稼働し、東京電力福島第 1 原発の事故後、運転期間を「原則 40 年、最長で延長 20 年」としたルール下で初めての 40 年超運転に入った。テロ対策の「特定重大事故等対処施設」（特重施設）の設置が期限に間に合わず、10 月に停止した。特重施設は 22 年 7 月に運用を始めた。次回定検は 23 年 10 月の予定。
　全国原子力発電所所在市町村協議会会長の渕上隆信・福井県敦賀市長は「国と事業者は原発の安全確保に取り組みながら、電力の安全供給を通じて、国民生活や経済活動を守るといった原子力発電が担うべき役割を確実に果たしていただきたい」、福井県原子力発電所所在市町協議会会長の戸嶋秀樹美浜町長は「安全を最優先に、ベースロード電源・脱炭素電源として美浜 3 号機が果たす役割に期待する」とコメントした。

・3 カ月で 9 件、原発でトラブル相次ぐ…関西電力の 4 基「着実に安全対策を徹底」
＜福井新聞　2022 年 8 月 30 日＞　https://www.fukuishimbun.co.jp/articles/-/1619724
****
[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*
[状況]
◇省庁発表
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022 年 8 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=p0LvDojMQ13tuPY1Y
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年８月 31 日版）
＜厚生労働省　2022 年 8 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=ySyBYOaiLTOD1pxbY

[対策・予防]
◇省庁発表
・自費検査を提供する検査機関一覧を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 8 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=N9J_nhhc0819KE2lY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022 年を更新しました
　＜厚生労働省　2022 年 8 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=iWzDM6fSmWRFQG8bY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等
・国承認 新型コロナ 抗原検査キット ネット販売始まる
＜NHK　2022 年 8 月 31 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220831/k10013796621000.html
今月、ネット販売が解禁された新型コロナウイルスの抗原検査キットのインターネットでの販売が 31 日から始まりました。
国の承認を受けた抗原検査キットは医療機関の負担軽減などを目的に今月、インターネットでの販売が解禁され、国に申請したメーカーが出荷の準備を進めていました。
このうち今月 26 日に申請が承認されたメーカーは、各メーカーの中で最も早く、31 日から薬局や大手通販サイトのホームページで販売を始めました。
抗原検査キットを販売する際には薬剤師が購入者に使用方法などを説明することが義務づけられていて、調剤薬局を全国で展開する薬局チェーンのサイトでは、検査キットの適切な使用方法のほか、陽性と出た場合には自治体が設置する陽性者登録センターに登録することや医療機関を受診することなどを注意喚起するチェック項目を

設けています。
サイトでの販売は24時間注文できますが、購入の手続きを終えるには日中の時間帯に薬剤師が記入項目を確認する必要があり、正しい使用方法などについてメールなどで改めて購入者に確認を取ったうえで販売することになっています。
「日本調剤」の薬剤師 庄司智一さんは「感染の疑いがあってもなかなか薬局に行けない人もいると思う。適切な使用方法などを理解いただいたうえで、積極的にオンライン販売を活用してほしい」と話していました。
製造メーカーの対応は
インターネットでの抗原検査キットの販売にあたって厚生労働省は、医療機関などで使用されているものと同じ検出性能であることなどを条件にしていて、ネット販売を希望するメーカーは国に改めて申請し、承認を得る必要があります。
抗原検査の簡易キットを製造するメーカー20社に取材したところ、31日の時点でネットでの販売に向けて国に申請し承認を受けたのは3社でした。
このうち1社は現時点で数千万個分の在庫があり、来月中旬から需要に応じて出荷する方針だとしています。
このほか6社が申請へ向けて検討を進めていて、このうち1社では来月中旬ごろの申請へ向けて今月の生産量のおよそ1割にあたる100万個程度を供給したいとしています。
一方、5社は当面は申請しない方針だとしていて、理由について需要の急増で医療機関への供給を優先させる必要があるほか、ネット販売の需要を見極めたいなどとしていて、メーカーによって対応が分かれています。
厚生労働省は安定して必要な供給量を確保できるよう引き続き各社の生産や在庫の量などを確認していくことにしています。

・「インフルとコロナワクチン、同時接種OK」日本医師会が呼びかけ
＜朝日新聞　2022年8月31日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ807FTCQ80UTFL01W.html
---

◇医療提供、地域中核病院に「義務」　民間は「協力」、水際罰則強化も―感染症・コロナ特措法改正案判明
＜時事ドットコム　2022年8月31日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022083000787&g=pol
　次のパンデミック（世界的大流行）に備え、政府が取りまとめた感染症法や新型コロナウイルス対策の特別措置法改正案の全容が３０日、判明した。高度な医療を提供する特定機能病院や地方医療の中核を担う地域医療支援病院に、感染症対応での医療提供を「義務付け」る一方、民間医療機関には感染対策に「協力」するよう明記。水際対策の「指示」に応じない個人への罰則も設けた。
　病床逼迫（ひっぱく）で十分な医療を提供できなかった反省を踏まえ、医療機関や個人に対する国の権限を強化した。政府は週内にも新型コロナ感染症対策本部を開き、こうした内容を決定。感染症法などの改正案は今秋の臨時国会に、新型コロナ対策の特措法改正案は来年の通常国会に提出する。
　感染症法等改正案では、平時から都道府県と医療機関の間で病床確保・発熱外来設置に関する協定を締結。違反した医療機関には「勧告・指示・公表」を行い、特定機能病院としての承認「取り消し」などの罰則も設ける。
　また、自治体がホテルなどに宿泊療養施設を確保するため、協定を結ぶ仕組みも設ける。新たな事務で自治体に生じる費用は国が一定割合を負担。医薬品や医療機器、マスクなどの確保に向け、緊急時には政府が事業者に対し、増産の指示・支援を行うことも可能とする。
　機動的なワクチン接種に向け、厚生労働相が知事ら首長に臨時接種を「指示」できることとし、医師・看護師以外の医療関係者らもワクチン接種を行う枠組みを整備する。
　水際対策では、個人に自宅待機などを「指示」できるとし、待機中の報告に応じない場合の罰則も創設。検疫の実効性を確保する狙いがある。
　新型コロナ対策の特措法も改正する方針。感染拡大時の自治体財源を確保するため、「地方債の特例規定創設」などを盛り込む。一方、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置適用時の強制力のある措置の在り方などは、年末にかけさらに調整する。
　次期通常国会には感染症対策の司令塔機能強化に向けた法案も提出する。２０２３年度中に内閣官房に「内閣感染症危機管理統括庁（仮称）」を設置する方針。平時から感染症対応の総合調整役を担うこととし、トップの「感

染症危機管理監」には官房副長官級、次長の「感染症危機管理対策官」に厚労省医務技監を充てる。国立感染症研究所と国立国際医療研究センターを統合し発足する専門家組織は２５年度以降の設置を目指す。

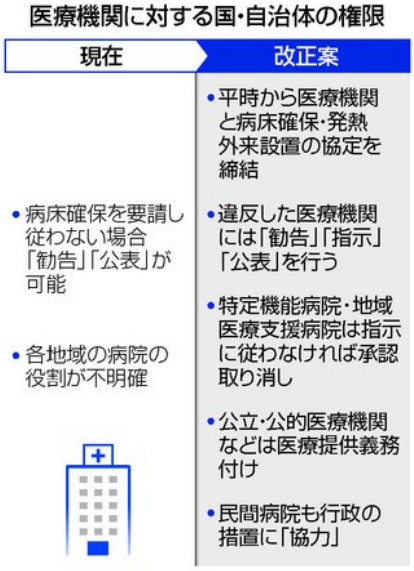

・<u>政府、「次の危機」へ権限抜本強化　感染症対策、国会で論争必至</u>

＜時事ドットコム　2022 年 8 月 31 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022083000914&g=pol

「次の感染症危機」に備えた政府の体制強化策が３０日、明らかになった。混乱続きだった２年８カ月の新型コロナウイルス対応を踏まえ、具体策には行政権限の抜本強化を図る「指示」や「罰則」の文言が並んだ。政府は秋の臨時国会と来年の通常国会に関連法案を提出する方針で、与野党の論戦で議論となるのは必至だ。

「対応を徹底的に分析し、何がボトルネックだったのかを検証する。そして、危機管理を抜本的に強化する」。体制強化策は岸田文雄首相が昨年１０月、就任直後の所信表明演説でこう表明したのを受けたものだ。有識者会議が６月に検証結果を取りまとめ、政府が具体策を検討していた。

政府がまず狙うのが医療崩壊の阻止だ。日本は人口当たりの病院や病床数が欧米に比べて多いにもかかわらず、コロナ禍では病床が足りず、自宅で亡くなる感染者も少なくなかった。背景には小規模な病院が多い構造的問題に加え、医療機関の協力が広がらなかったこともあるとされる。

こうした問題を克服するため、具体策は公立・公的医療機関などに医療提供を「義務付け」ると明記。都道府県と締結した医療提供協定に医療機関が従わない場合は「勧告・指示・公表を行う」とし、指示に応じない特定機能病院などの承認は「取り消すことができる」とした。

一方、協力した医療機関への減収補償も盛り込み、「アメとムチ」を明確にした。昨年の感染症法改正で病床確保の「勧告」を設けたが、思うように進まなかった経緯があるためだ。

政府が行政の強制力を強めようとしているのは医療提供体制強化にかかわるものだけではない。コロナ禍初期のマスクや消毒液の不足を踏まえ、これまで要請にとどまっていた増産を緊急時には国から事業者に指示できるよう変更。厚生労働相によるワクチン臨時接種の指示も盛り込んだ。水際対策では待機指示に従わない入国者への罰則創設を打ち出した。

コロナ対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」についても「要請の実効性を確保する」と強制力の強化を示唆。具体策は「引き続き検討を進める」としている。

コロナ対応が混乱した背景には、２００９年の新型インフルエンザ大流行の教訓を生かし切れなかったとの反省も政府内にはある。政府の有識者会議は報告書で「新型インフル流行後の対応が不十分だった。今度こそ、次の危機までに、取り組みを確実にする必要がある」と指摘している。

２１年に特措法や感染症法を改正した際は、立憲民主党など野党が私権制限に反発し、修正協議で入院拒否者らへの刑事罰の創設を撤回させた経緯がある。感染症法等改正案が審議される秋の臨時国会、特措法改正案が提出される来年の通常国会では、激しい議論が展開されそうだ。

****

[3] 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第 286 号）

［官報］ 令和4年8月31日 号外 第187号 14頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220831/20220831g00187/20220831g001870014f.html

あらまし
◇高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二八六号）（経済産業省）
高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年九月一日とすることとした。

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和４年８月 31 日 内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第 286 号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令内閣は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。高圧ガス保安法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和四年九月一日とする。

経済産業大臣 西村 康稔
内閣総理大臣 岸田 文雄

［備考］

○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和４年６月 22 日、法律第 74 号）

内容：高圧ガス保安法等の一部を改正する法律により、高圧ガス保安法の一部が改正されました（燃料電池自動車等に係る高圧ガス保安法の適用除外、認定高度保安実施者に係る認定制度の創設、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者に係る認定制度の廃止等）。

概要：1. スマート保安の促進
2. 新たな保安上のリスク分野への対応／災害対策・レジリエンスの強化
3. カーボンニュートラル実現に向けた保安規制の整備

施行：一部の規定を除き、公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日から。

****

[4] ***健康安全***

◇健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府令第 52 号）

［官報］ 令和４年８月 31 日 号外 第 187 号 17 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220831/20220831g00187/20220831g001870017f.html

○内閣府令第 52 号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）を実施するため、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和４年８月 31 日 内閣総理大臣 岸田 文雄

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第三条 特定保健用食品にあっては、前条の記載事項を記載した申請書のほか、表示の見本及び別表に掲げる資料を消費者庁長官に提出するものとする。	**第三条** 特定保健用食品にあっては、前条の記載事項を記載した申請書のほか、別記様式第一号による書類に表示の見本及び別表に掲げる資料を添付したも

	のを消費者庁長官に直接提出するものとする。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号　削除

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

****

[5] *医薬品等*

◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示（厚生労働省告示第263号）

［官報］　令和４年８月31日　号外　第187号　166～167頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220831/20220831g00187/20220831g001870166f.html

○厚生労働省告示第263号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号ト並びに診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和４年８月31日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正）

第一条　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜海流用海流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行って	第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ｘ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜海流用海流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンＣ製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行って

いる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンＩ$_2$製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ベグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタソンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタソンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタソンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、叱遮断剤、カルバソクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルベラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセ午ズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグ

いる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンＩ$_2$製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ベグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタソンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタソンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタソンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、叱遮断剤、カルバソクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルベラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・Ｌ－システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブベゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ　アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセ午ズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド－１受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ　アルファ製剤、アガルシダーゼ　ベータ製剤、アルグルコシダーゼ　アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグ

ルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤及びエレヌマブ製剤 二　　（略）	ルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ　アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ　アルファ製剤、ベラグルセラーゼ　アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤及びボソリチド製剤 二　　（略）

（特掲診療料の施設基準等の一部改正）

第二条　特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別表第九　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） ボソリチド製剤 エレヌマブ製剤	別表第九　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 （略） ボソリチド製剤 （新設）

附　則

この告示は、令和四年九月一日から適用する。

◇厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第265号）

［官報］　令和４年８月31日　号外　第187号　168頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220831/20220831g00187/20220831g001870168f.html

****

[6] ***農薬***

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2022年８月25日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「ＨＦＣ」の輸入割当てについての意見募集

＜経済産業省　2022年８月26日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595122060&Mode=0

◇「労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

＜厚生労働省　2022年８月22日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495220143&Mode=1

[公募結果、意見募集結果]

◇「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項の一部を改正する告示（案）」に対する意見公募の結果

について
＜経済産業省　2022 年 8 月 22 日＞
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595122046&Mode=1

◇「特定保健用食品の表示許可等について」の一部改正案に関する意見募集の結果の公示について
＜消費者庁　2022年8月31日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029833/

◇健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正案に関する意見募集の結果の公示について
＜消費者庁　2022 年 8 月 31 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029834/

[調査結果]
◇令和 3 年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果【速報値】について
＜文部科学省　2022 年 8 月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agjQadabgE8n3lbJ
****

[8] *その他省庁発表*
◇独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第 284 号）
　　［官報］　令和 4 年 8 月 31 日　号外　第 187 号　13 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220831/20220831g00187/20220831g001870013f.html
[あらまし]
◇独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第284号）（文部科学省）
一　独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正関係
　独立行政法人日本学生支援機構法（平成一五年法律第九四号）第一七条の二第一項に規定する学資支給金の額を定めるときに用いる支給額算定基準額の算定について、支給対象者が学資支給金が支給される月の属する年度（当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下「学資支給金支給年度」という。）の前年度の一二月三一日においてその生計維持者の地方税法（昭和二五年法律第二二六号）第二九二条第一項第九号に規定する扶養親族である場合、当該支給対象者が当該学資支給金支給年度の前年度の一月一日から三月三一日までの間に一九歳に達した者であるときは、当該学資支給金支給年度の同法第三一四条の三第二項に規定する課税総所得金額等の合計額から一二万円を控除して得た金額に、一〇〇分の六を乗じた額を用いることとした。（第一条関係）
二　大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正関係
　大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第六条の授業料等減免の額を定めるときに用いる減免額算定基準額の算定について、授業料等減免対象者が授業料等減免が行われる月の属する年度（当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下「授業料等減免実施年度」という。）の前年度の一二月三一日においてその生計維持者の地方税法第二九二条第一項第九号に規定する扶養親族である場合、当該授業料等減免対象者が当該授業料等減免実施年度の前年度の一月一日から三月三一日までの間に一九歳に達した者であるときは、当該授業料等減免実施年度の同法第三一四条の三第二項に規定する課税総所得金額等の合計額から一二万円を控除して得た金額に、一〇〇分の六を乗じた額を用いることとした。（第二条関係）
三　施行期日等
　1　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）
　2　この政令は、令和四年一〇月一日から施行することとした。

◇令和 5 年度 国立大学の入学定員（予定）について
＜文部科学省　2022 年 8 月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agjQadabgE8n3lbK

◇令和５年度文部科学省　概算要求等の発表資料一覧（8 月）
＜文部科学省　2022 年８月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agjQadabgE8n3lbL

◇令和５年度からの私立大学の収容定員の増加に係る学則変更予定一覧（答申）
＜文部科学省　2022 年８月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agjQadabgE8n3lbF

◇令和５年度開設予定の大学等の設置等に係る答申について
＜文部科学省　2022 年８月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agjQadabgE8n3lbG

◇大学等の設置者変更に係る答申について
＜文部科学省　2022 年８月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agjQadabgE8n3lbH

◇令和５年度厚生労働省所管予算概算要求関係
＜厚生労働省　2022 年８月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zabevy4NymZzLtBY
****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第２回特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会専門委員会　開催案内　　９月７日
＜厚生労働省　2022 年８月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1zKffvi8My2dyLtFY
（１）請求事案の審査
（２）その他

・特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会専門委員会　　９月７日
＜厚生労働省　2022 年８月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=vVj1FJLWWUf3otIvY
（１）請求事案の審査
（２）その他

・第１回化学物質管理に係る専門家検討会　資料　　９月１日
＜厚生労働省　2022 年８月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wSSJaO6qJTuL3qxTY
（１）化学物質管理に係る専門家検討会の設置等について
（２）濃度基準値の設定について
（３）がん原性物質の対象範囲について
（４）その他

・化学物質管理に係る専門家検討会　　９月１日
＜厚生労働省　2022 年８月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=7wqnRsCECxWl8IF9Y
（１）化学物質管理に係る専門家検討会の設置等について
（２）濃度基準値の設定について
（３）がん原性物質の対象範囲について
（４）その他

・第 83 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和４年度第 11 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（ペーパーレス、Web 会議）の開催について
　　９月２日
＜厚生労働省　2022 年８月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=QaQJ6G4qpbsLXiDTY
（１）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について
（２）HPV ワクチンの安全性について
（３）その他

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　９月２日

＜厚生労働省　2022 年 8 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1zKffvi8My2dyKVFY
（1）新型コロナワクチンの接種及び副反応疑い報告の状況並びに接種後の健康状況に係る調査等について
（2）HPV ワクチンの安全性について
（3）その他
・中央教育審議会大学分科会（第 169 回）の開催について　　9 月 7 日
＜文部科学省　2022 年 8 月 31 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agjQadabgE8n3lbI
1. 大学設置基準等の改正に係る諮問について
2. 大学振興部会における議論について
3. 教育振興基本計画部会における議論について
4. その他

[開催記録、報告、資料等]
・薬事・食品衛生審議会(食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会)　　7 月 28 日
＜厚生労働省　2022 年 8 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=_Ri1VNKWGQe34oNvY
１ 食品中の残留農薬等に係る基準の設定について
２ その他
・第 30 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会研究開発及び生産・流通部会　資料　　8 月 31 日
＜厚生労働省　2022 年 8 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=R6IN_WkcV6qLjqbVY
（1） 2022/23 シーズンのインフルエンザワクチンの供給等について （2） その他
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 研究開発及び生産・流通部会)　　8 月 31 日
＜厚生労働省　2022 年 8 月 30 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=BeBPvyteFejJzOWXY
（1） 2022/23 シーズンのインフルエンザワクチンの供給等について （2） その他
・新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたワクチン接種・検体採取の担い手を確保するための対応の在り方等に関する検討会　　8 月 31 日
＜厚生労働省　2022 年 8 月 31 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zabevy4NymZzLhBY
・ 新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえたワクチン接種・検体採取の担い手を 確保するための対応の在り方等について

****

[10] *海外の化学物質管理情報*　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 599 号　2022 年 8 月 31 日　から＞

〇欧州
・ADR Driver training certificates: New model of certificate issued in Czechia as from 1 September 2022
＜国連欧州経済委員会(UNECE)　2022 年 8 月 26 日＞　https://unece.org/node/350801
標記に関してチェコ共和国の情報が掲載された。
Czech Republic　→
https://unece.org/sites/default/files/2022-08/Czechia_ADR%20certificate_update09-2022.pdf
・Review of Directive 2011/65/EU of the European Parliament and of the Council of 8 June 2011 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment
＜欧州委員会(EC)　2022 年 8 月 23 日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=PI_COM%3AAres%282022%295884921&qid=1661751598208
RoHS 指令の見直しのための公開協議に関するサマリーレポートが掲載された。
〇FACTUAL SUMMARY REPORT ON THE PUBLIC CONSULTATIONFOR THE REVIEW OF THE ROHS DIRECTIVE　→
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=PI_COM:Ares(2022)5884921&qid=1661305583226&from=EN
・Harmonised classification and labelling consultations
＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 8 月 22 日＞
https://www.echa.europa.eu/harmonised-classification-and-labelling-consultation

1 物質について、CLP 規則に基づく欧州調和分類と表示(CLH)案が公開された。対象物質は、penconazole (ISO); 1-[2-(2,4-dichlorophenyl)pentyl]-1H-1,2,4-triazole。意見募集は 2022/10/21 まで。

・ECHA Weekly - 24 August 2022

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 8 月 24 日＞

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-206

＜REACH＞

〇Chromium VI authorisation: information sessions for groups of applicants

六価クロム (Cr(VI)) の使用に係る認可申請に関する説明会について (初回グループセッションは 2023/02/15 開催)

〇Investigation on polyvinyl chloride

ポリ塩化ビニル (polyvinyl chloride (PVC) additives and PVC itself) に関する調査について

〇Assessment of regulatory needs report published

Brominated phthalates group of substances の規制ニーズ評価レポートについて

＜Events＞

〇BPC meeting in September - agenda available

The Biocidal Products Committee (BPC) meeting について (2022/09/26～29 開催)

〇米国

・Proposed Agency Information Collection Request; Comment Request; GreenChill Advanced Refrigeration Partnership (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 24 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/24/2022-18208/proposed-agency-information-collection-request-comment-request-greenchill-advanced-refrigeration

標記の情報収集要求(ICR)案に対する意見募集が官報公示された。 期限は 2022/10/24 まで。

・Proposed Information Collection Request; Comment Request; Production, Import, Export, Recycling, Destruction, Transhipment, and Feedstock Use of Ozone-Depleting Substances (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 24 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/24/2022-18284/proposed-information-collection-request-comment-request-production-import-export-recycling

標記の情報収集要求(ICR)案に対する意見募集が官報公示された。 期限は 2022/10/24 まで。

・EPA Proposes Designating Certain PFAS Chemicals as Hazardous Substances Under Superfund to Protect People’s Health

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 26 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-designating-certain-pfas-chemicals-hazardous-substances-under-superfund

PFAS に関する標記の提案が掲載された。意見募集期間は、今後予定している規則制定案通知の公表後 60 日間。

・Certain New Chemicals or Significant New Uses; Statements of Findings for May, June, and July 2022

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 22 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/22/2022-18011/certain-new-chemicals-or-significant-new-uses-statements-of-findings-for-may-june-and-july-2022

TSCA に基づき 2022/05/01～2022/07/31 に届出された PMN/SNUN/MCAN のうち、リスクを呈する可能性が低いと判定した物質が官報公示された。

・EPA Updates Policy to Include All Exposures in Review of New Chemicals Under TSCA

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 8 月 22 日＞

https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-updates-policy-include-all-exposures-review-new-chemicals-under-tsca

TSCA に基づく新規化学物質の審査において、暴露モデリングの閾値の使用を中止するよう方針が更新された。

・Notice of Availability and Request for Comment : CPSC's Draft Strategic Plan 2023-2026
＜米国消費者製品安全委員会（US CPSC） 2022 年 8 月 26 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/08/26/2022-18438/notice-of-availability-and-request-for-comment-cpscs-draft-strategic-plan-2023-2026
US CPSC の 2023-2026 年の戦略計画草案が官報公示された。 意見募集は 2022/09/26 まで。
・G/TBT/N/USA/1117/Add.8
Pipeline Safety: Safety of Gas Transmission Pipelines: Repair Criteria, Integrity Management Improvements, Cathodic Protection, Management of Change, and Other Related Amendments
＜米国 2022 年 8 月 26 日＞ https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1117%2FAdd.8
米国パイプライン・危険物安全局（PHMSA）より、標記の修正規則が WTO/TBT 通報された。発効日は 2023/05/24。

〇カナダ

・The consultation on proposed regulations for polycyclic aromatic hydrocarbons (PAHs) in sealant products was published for a public consultation period, ending on October 22, 2022.
＜カナダ 2022 年 8 月 24 日＞
https://www.canada.ca/en/environment-climate-change/corporate/transparency/consultations/polycyclic-aromatic-hydrocarbons.html
標記の提案規則について意見募集が掲載された。締切は 2022/10/22。
・The Final Screening Assessment for Silver and its Compounds was published.
＜カナダ 2022 年 8 月 25 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/silver-compounds.html
銀およびその化合物に関する最終スクリーニング評価が公表された。 カナダ官報 →
https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2022/2022-08-27/html/notice-avis-eng.html#na3

〇オーストラリア

・Decabromodiphenylethane - Regulatory action
＜オーストラリア 2022 年 8 月 25 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/decabromodiphenylethane-regulatory-action
The Industrial Chemicals Act (IC Act)に基づく審査証明書の取消しについて掲載された。

〇フィリピン

・G/TBT/N/PHL/292/Add.1
"Updated Guidelines on Product Information File (PIF) for Cosmetic Products Repealing FDA Circular No. 2018-001 "Reiterating the Mandatory Implementation of Article 8 of the ASEAN Cosmetic Directive 'Product Information'""
＜フィリピン 2022 年 8 月 25 日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FPHL%2F292%2FAdd.1
標記のガイドラインの更新に関する意見募集の延長が WTO/TBT 通報された。 意見募集 2022/09/15 まで。
****

[11] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・結核、ようやく「低蔓延」に 罹患率１０人未満、Ｇ７で最も遅く実現
＜朝日新聞 2022年8月31日＞ https://www.asahi.com/articles/DA3S15402380.html
厚生労働省は３０日、国内で２０２１年に結核との診断を受けた患者は１万１５１９人で、人口１０万人あたりの新規患者数を示す罹患（りかん）率は９・２人だったと発表した。統計が残る１９５１年以来、初めて１０人を切り、世界保健機関（WHO）の分類で「低蔓延（まんえん）国」となった。「国民病」と呼ばれ、長く苦…

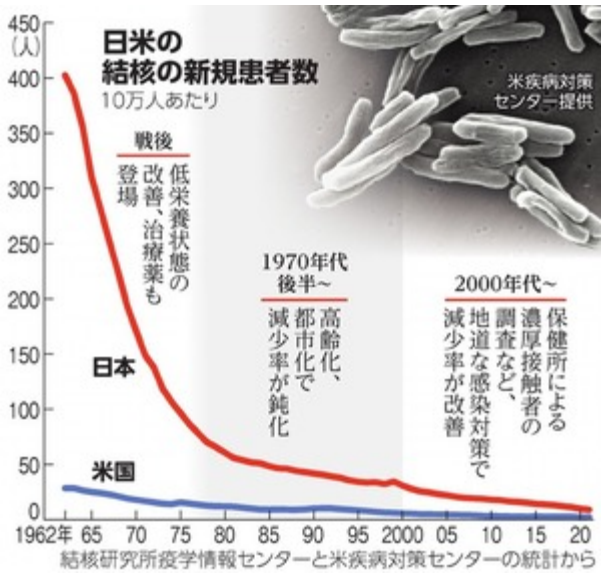

・米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 8 月 31 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220831.html
---

◇*その他*

・**勤務地や職務、全社員に明示　「ジョブ型」へ法改正検討**
＜日経新聞　2022 年 8 月 31 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA088010Y2A700C2000000/
厚生労働省は企業に対して、将来の勤務地や仕事の内容を従業員に明示するよう求める。現在は入社時に義務があるが、全ての社員に明示される仕組みを検討する。特定の仕事で働く「ジョブ型雇用」の広がりを受け、就労条件を明確にする。転勤などを前提とする雇用慣行の見直しにつながる一方、雇用の自由度を高めるルール整備も求められる。
日本では職務を限定しない総合職のような「メンバーシップ型雇用」が主流で、企業の人事...
********** 以上 **********